【生産性特別措置法】

上郡町先端設備等導入計画策定の手引き

令和３年７月作成

* 上郡町内で設備投資を検討されている場合は当手引きと併せて、中小企業庁が作成している「先端設備等導入計画策定の手引き」もご確認してください。
* 申請に必要な様式については、上郡町ホームページからダウンロードしてく

ださい。（工業会証明書については中小企業庁ホームページからダウンロードしてください。）

１．「先端設備等導入計画」の制度概要

　　「先端設備等導入計画」は、「中小企業等経営強化法」において制定された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

　　上郡町においても中小企業等経営強化法に基づく「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得ています。このことにより、上郡町内で新規に設備の導入を検討する際に上郡町の導入促進基本計画に合致する先端設備等導入計画を策定し、認定を受けることで固定資産税の特例や国の各種補助金の優先選択などの支援を受けることができます。

市区町村

経済産業大臣

【認定を受けると・・・】

* 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援

**(課税標準を3年間ゼロ)**

* 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援

（信用保証）

* 認定事業者に対する国の各種補助金における優先採択　　 （審査時の加点）

協 議

同 意

（**基本方針**の策定）

（**導入促進基本計画**の策定）

申

請

認

定

**経営革新等支援機関**（例）商工会、地域金融機関

士業等の専門家など

**先端設備等導入計画**

申請事業者

（中小企業等）

事前確認要

２．上郡町の導入促進基本計画の概要

　　以下の事項に合致する内容であれば、認定を受けることができます。導入促進基本計画は上郡町ホームページ又は当手引きに掲載していますのでご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 主な項目 | 内容 |
| **労働生産性に関する目標** | 労働生産性が年平均３％以上向上すること |
| **対象となる先端設備等の種類** | 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備  **機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、**  **ソフトウェア、構築物、建物**  【注意】太陽光発電関連設備については、敷地内に設置してその発電電力を直接製品の生産、販売、役務の提供の用に供するために自ら電力消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備以外は対象外とする。 |
| **対象地域** | 上郡町内全域 |
| **対象業種・事業** | 労働生産性を高めることのできる全業種・全事業 |
| **先端設備導入計画の計画期間** | 3年間、4年間又は5年間 |

３．制度活用の流れ

**４．「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行**

・税制措置・金融支援を受け、生産性向上のための取組を実行。

※税制措置の適用を受けるためには別途要件を満たす必要があります。詳しくはP４をご覧ください。

**１．制度の利用を検討／事前確認・準備**

①上郡町の「導入促進基本計画」の内容を確認。（上郡町ホームページ又は当手引きに掲載）

⇒導入を予定している先端設備等が認定の対象となっているか否かをご確認ください。

★認定を受けられる(申請書を提出する)のは、新規取得する設備が所在する市区町村になります。

②認定を受けるためには、該当する新規取得設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認してください。

★既に取得した設備を対象とする計画は認定されませんのでご注意ください。（特例はありません。）

★経営革新等支援機関の事前確認や上郡町における認定事務に一定以上期間を要する場合があります。

余裕をもって計画の策定準備をしてください。

**３．「先端設備等導入計画」の申請・認定**

①先端設備導入計画申請書（必要書類を添付）を提出。

②認定を受けた場合、認定書が交付されます。

**２．「先端設備等導入計画」の作成**

①上郡町の「導入促進基本計画」の内容に沿っているか確認。

②「先端設備等導入計画」の様式・記載例を確認し、経営革新等支援機関に確認を依頼。

③税制措置を受けるためには、新規取得設備に係る工業会証明書を依頼。

※申請までに工業会証明書が取得できない場合には、後日追加提出する旨をお伝えください。

税制措置を受けたい場合

・適用対象者の要件(**資本金1億円以下**など)

や手続等を確認してください。

・税制措置を受けるためには、計画申請時に

工業会証明書や経営革新等支援機関の確認

書等が必要です。

金融支援を受けたい場合

・適用対象者の要件や手続等を確認してください。

・金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談いただく必要があります。

・また、経営革新等支援機関の確認書等が必要です。

４．認定を受けられる｢中小企業者｣の範囲

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業種分類 | | 中小企業等経営強化法第2条第1項の定義 | |
| 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業その他\* | | ３億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 政令指定業種 | ゴム製品製造業\*\* | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は  情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

\* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

\*\*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

【注意】税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください

５．先端設備等導入計画の記載内容

①先端設備等導入の内容

経営革新等支援機関

　・事業の内容及び実施時期

　・労働生産性\*の向上に係る目標

②先端設備等の種類及び導入時期

**事前確認**

　・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要

　　例）機械の種類、名称・型式、設置場所等

③先端設備等導入に必要な資金の額

及びその調達方法

\*労働生産性は下記の算式によって算定します

（会計上の減価償却費）

（営業利益＋人件費＋減価償却費）

　　　　　　　　　　労働投入量

（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）

６．税制措置について

（１）税制の概要

　　①中小事業者等が、②適用期間内に、上郡町から認定を受けた｢先端設備等導入計画｣に基づき、③一定の設備を新規取得した場合、**新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間ゼロに軽減されます。**

　①中小事業者等とは？

・資本金もしくは出資金の額が１億円以下の法人

・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下

の法人

・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

　※ただし、次の法人は、たとえ出資金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

　　　❶同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金

もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の

法人）から２分の１以上の出資を受ける法人

　　　❷２以上の大規模法人から３分の２以上の出資を受ける法人

　　②適用期間とは？

｢生産性向上特別措置法｣の施行日から令和4年度末までの期間（2年間延長）

★税制支援を受けるためには、令和4年度末までに設備を導入する必要があります！

　　※上郡町の｢導入促進基本計画｣の計画期間と税制措置を受けるための適用期間は異なり

ますのでご注意ください。

　　③一定の設備とは？

〈先端設備等の要件〉

下記の表の対象設備のうち、以下の２つの要件をいずれも満たすもの

　要件①：一定期間内に販売されたモデル

（最新モデルである必要はありません。中古資産は対象外です。）

要件②：生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）

　が旧モデルと比較して年平均１％以上向上している設備

※要件①、②について工業会等から証明書を取得する必要があります！

〈対象設備〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価格  (1台1基又は  一の取得価格) | 販売開始時期 |
| 機械設置 | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | ５年以内 |
| 器具備品 | 全て | 30万円以上 | ６年以内 |
| 建物付属設備(※1) | 全て | 60万円以上 | 14年以内 |
| 構築物 | 全て | 120万円以上 | 14年以内 |
| ※事業用家屋については、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの | | | |

※１ 償却資産として課税されるものに限る。

※２ 上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストになります。

（２）適用手続き

①証明書

発行依頼

④証明書

入手

**設備メーカー等**

**工業会等**

③証明書

発行

②証明書

発行申請

上郡町

中小事業者等

⑦計画

申請

⑧計画

認定

経営革新等支援機関

⑤事前

確認依頼

⑥事前

確認書発行

⑧計画認定後･･･

　⑨設備取得

　⑩上郡町へ税務申告

① 中小事業者等は、当該設備を生産した機器メーカー等（以下｢設備メーカー｣）に証明書

の発行を依頼してください。

（中小企業経営強化税制と同じ証明書（1枚）で適用できます。）

※②～③は設備メーカー等と工業会等とのやりとりになります。

② 依頼を受けた設備メーカー等は、証明書（様式１）及びチェックシート（様式２）に必

要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。

【注意】設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。（URL⇒http://www.chusyo.meti.go.jp/keiei/kyoka/）

③　工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカー等に証明

書を発行してください。

④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカー等は、依頼があった設備ユーザーに証

明書を転送してください。

⑤・⑥ 経営革新等支援機関（商工会、地域金融機関、士業等）において、｢先端設備等導入計画｣の内容（直接当該事業の用に供する設備の導入によってい労働生産性が年平均３％以上向上するか）を確認し、確認書を発行。

⑦・⑧ 中小事業者等は、計画申請書及びその写しとともに、④の工業会証明書の写し、⑥　の経営革新等支援機関の事前確認書を添付して上郡町に計画申請します。上郡町は、内容を確認し、適正と認められた場合は認定書等を交付します。

⑨・⑩　認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等については、税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書の写し、⑦認定を受けた計画の写し、⑧認定書の写しを添付してください。

以下のケースの場合の詳細については、中小企業庁の作成した手引きでご確認ください。

* + 申請までに工業会証明書が取得できない場合には、別の手続きが必要となります。
  + 所有権移転外リースの場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）は、

リース会社を介した別の流れとなります。

【注意】本手続きを行っていただいた場合でも、税制措置での対象設備の要件（取得価格や中

　古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

７．先端設備等導入計画の申請書の提出について

* 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html

（中小企業庁ホームページ⇒経営サポート⇒生産性向上特別措置法による支援⇒

　　先端設備等導入計画について）※上郡町ホームページからもダウンロードできます。

* 申請書類

①先端設備等導入計画に係る認定申請書（原本）

②先端設備等導入計画に関する確認書（経営革新等支援機関が作成したもの）

③申請提出用チェックシート

④納税証明申請書

⑤暴力団排除に関する誓約書

⑥町税に係る調査同意書

⑦工業会証明書（写し）※税制措置の対象となる設備を導入予定の場合

⑧先端設備等に係る誓約書

（⑦の追加提出を行う場合　※建物と建物以外で様式が異なります）

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が

固定資産税を納付する場合は⑨及び⑩も必要です。

　⑨リース契約見積書（写し）

　⑩リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）

* 変更申請書類

　①先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書（原本）

　②先端設備等導入計画（変更後）

　　★認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。変更・追記

　　部分については、変更点がわかりやすいように下線を引いてください。）

　③経営革新等支援機関による事前確認書

　④旧先端設備等導入計画の写し（認定後返送されたもののコピー）

　　★変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください。

⑤暴力団排除に関する誓約書

⑥町税に係る調査同意書

⑦工業会証明書（写し）※税制措置の対象となる設備を導入予定の場合

⑧変更後の先端設備等に係る誓約書

（⑦の追加提出を行う場合　※建物と建物以外で様式が異なります）

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が

固定資産税を納付する場合は⑨及び⑩も必要です。

　⑨リース契約見積書（写し）

　⑩リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）

※なお、設備の取得金額・資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第41条第1項の認定基準に

照らし、認定を受けた「先端設備等導入計画」の趣旨を変えないような軽微な変更での変更申請は不要です。

* 申請先・問い合わせ先

★申請書の受付は随時行っております。申請の前に、申請書類の事前確認を行ってください。

上郡町役場産業振興課　商工観光係　　〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

電話：0791-52-1116　FAX：0791-52-6015　E-mail：sangyo@town.kamigori.lg.jp

【資料】

上郡町導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上郡町の総人口は、平成９年以降、一貫して減少している。年齢３区分別人口を見ると年少人口（0～14歳）が１０．８％、生産年齢人口（15～64歳）が５６．３％、老年人口（65歳以上）が３２．９％となっており、高齢化率は3割を超えている。（平成27年4月1日時点の住民基本台帳人口）

　産業別の就業者数を見ると、近年、建設業や製造業等の第２次産業就業者の比率が減少し、運輸業や卸売・小売業、各種サービス業等の第３次産業就業者の比率が増加する傾向にある。

　直近の調査では、第１次産業就業者比率は４．８％、第２次産業が２８．８％、第３次産業が６５．８％となっている。（平成27年国勢調査）

　なお、近年の厳しい社会情勢事情のもと、就業構造の転換等により、製造業での人材の安定的確保が課題となっているため、今後も、若者定住の促進や人口の定着を図るためにも、町内の既存工業の振興に努め、高齢者、障がい者の労働力も活用できる方策を検討し、新たな雇用の場の創出を図る必要がある。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し先端設備

等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展に資することを目指す。

これらを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定して事業者の労働生産性（中小企業者の先端設備等の

中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和３年６月）に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

上郡町の工業は、電気部品製造業をはじめ、食品、樹脂製品などの業種が点在して立地していますが、そのほとんどが中小企業であり、特定の業種には特化していないことから、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。ただし、本計画の目標が先端設備等の導入を促すことで地域経済の更なる発展に資することであることから、太陽光発電関連設備については、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）については対象外とする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

上郡町においては、企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、町内全ての企業等の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする業種・事業は、労働生産性を高めることのできる全業種・全事業とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から５年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としないよう雇用の安定に配慮すること。

②設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないこと。

③公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないため、健全な地域経済の発展に配慮すること。

④町税を滞納している者は対象者から除く。

⑤町は、認定に当たって、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加書類の提出及びその他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮できるものとして、町が、認定その他の手続に関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることができるものとする。